

文教委員会資料

所管事務の調査(報告)

学校給食における食材の産地偽装に関する解決金の支払いについて

資料 学校給食における食材の産地偽装に関する解決金の支払いについて

参考資料 令和5年11月21日 文教委員会資料

令和6年3月11日
教育委員会事務局

学校給食における食材の産地偽装に関する解決金の支払いについて

1 概要

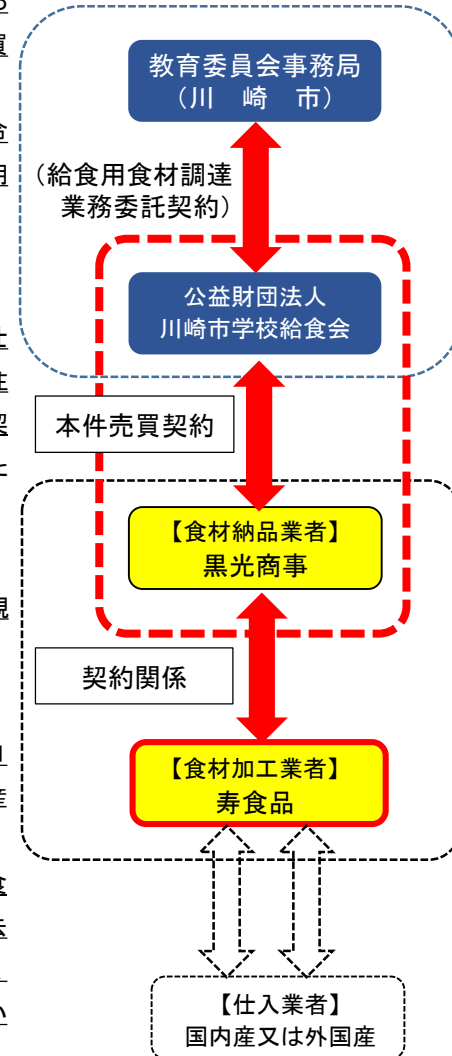
令和5年9月及び10月に本市の学校給食で使用した豚肉について、食材加工業者である株式会社寿食品(相模原市中央区。以下「寿食品」という。)が外国産豚肉を国内産豚肉と偽って混入する産地偽装(以下「本件事件」という。)が発生しましたが、本件事件に係る損害賠償に関して、公益財団法人川崎市学校給食会(以下「給食会」という。)、寿食品、食材納品業者である黒光商事株式会社(東京都大田区。以下「黒光商事」という。)の3者による協議が進められ、この度、3者間において、給食会の黒光商事に対する売買代金の減額、寿食品による解決金の支払いなどによって和解することで合意し、令和6年3月4日に和解書が締結され、3月5日に給食会に解決金が支払われましたので、報告します。

2 経過

月日	経過
令和5年 9月11日(月)	・教育委員会事務局から業務委託を受けた検査機関が、産地判別検査のため、小学校等から豚肉等の検体を収集
10月16日(月)	・当該検査機関から分析結果報告書が提出され、豚肉2検体(豚もも肉、豚肩肉)が外国産と判別(その他の検体はいずれも国内産と判別)
10月20日(金)	・寿食品に対する聞き取り 【概要】・産地偽装を認める。 ・仕入れの額などで混入割合を決めていた等の説明を受ける。
10月31日(火)	・報道発表・議会情報提供(第1報)
11月 1日(水)	・神奈川県警察本部生活安全部生活経済課及び川崎署が不正競争防止法違反の疑いで、寿食品本社及び食品加工工場を家宅捜査
11月14日(火)	・報道発表・議会情報提供(第2報:追加検査の結果【外国産】報告)
11月21日(火)	・文教委員会 所管事務報告
11月22日(水)	・寿食品に対する聞き取り 【概要】・産地偽装について事実(時期、方法等)確認を行う。 ・最低30%の利益を確保していた等の説明を受ける。
令和6年 1月22日(月)	・報道発表・議会情報提供(第3報:追加検査の結果【外国産】報告)
3月 4日(月)	・和解書締結(給食会・黒光商事・寿食品)
3月 5日(火)	・解決金の支払い ・報道発表・議会情報提供(解決金の支払い)

3 本件事件の概要

- 給食会と黒光商事との契約関係【本件売買契約】 【本件事件における契約関係】
 - 【自校調理校分】平成30年4月19日から令和5年9月20日まで「川崎市学校給食用物資売買契約」を締結
 - 【センター配送校分】平成30年4月19日から令和5年8月2日まで「川崎市学校給食センター用物資売買契約」を締結
- 黒光商事と寿食品との契約関係
 - 黒光商事は寿食品に対して豚肉の加工及び仕入れの発注を行い、寿食品は黒光商事の発注に基づいて豚肉を黒光商事に納品するという契約を締結し、黒光商事は寿食品から納品された豚肉を給食会に納品
- 豚肉の規格
 - (1)及び(2)の契約において取り扱う豚肉の規格はいずれも国内産としていた。
- 産地偽装の判明
 - 令和5年9月11日、10月5日、11日、13日、17日に黒光商事が給食会に納品した豚肉の産地が産地判別検査により外国産と判別
 - 寿食品に対して行った聞き取り調査により、寿食品が、本件売買契約に係る豚肉について、過去10数年にわたって外国産豚肉を混入した上で、国内産と産地を表示して黒光商事に納品していたことを認めた。

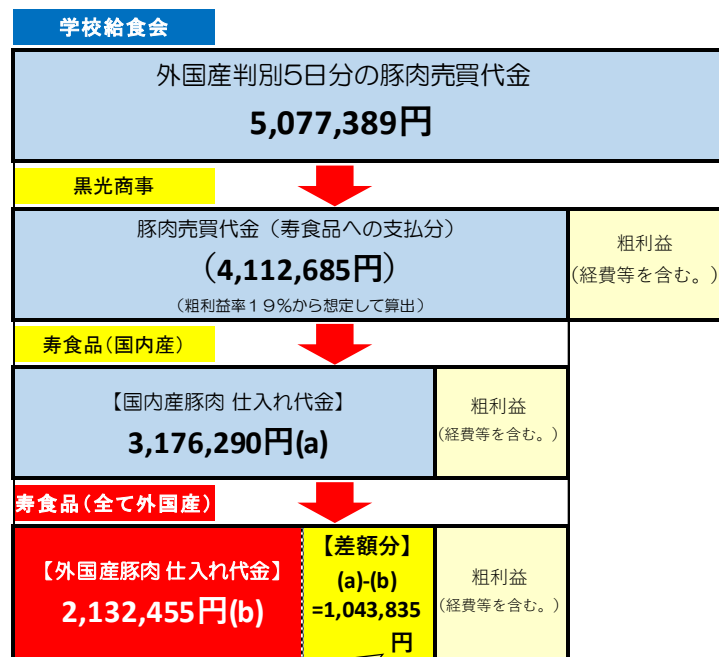


学校給食における食材の産地偽装に関する解決金の支払いについて

4 和解の概要

(1) 給食会の黒光商事に対する売買代金の減額

- 給食会は、産地判別検査により外国産と判別された5日分の豚肉について、本件売買契約の内容に適合しないものであったものとして、本件事件に伴う給食会の黒光商事に対する売買代金の支払保留分から、国内産豚肉と外国産豚肉の差額に相当する額として算出した1,043,835円を減額する。

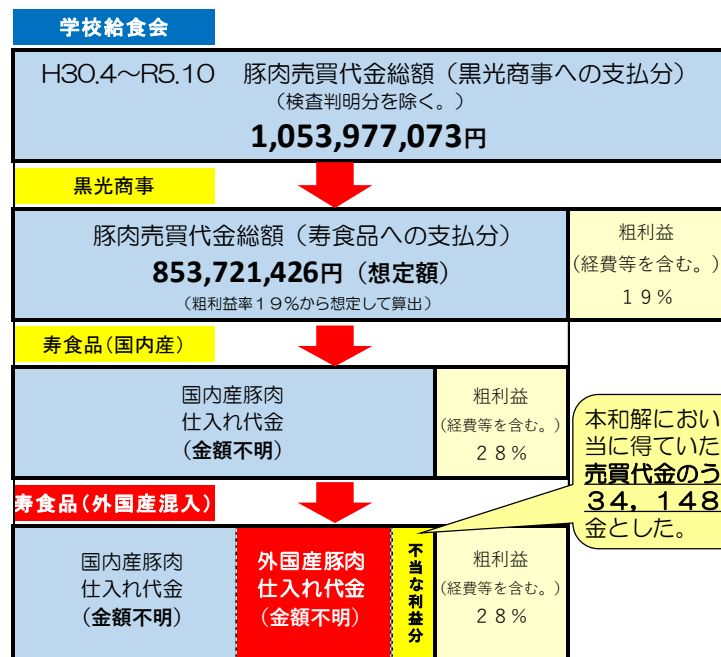


産地判別検査を実施した5日分の豚肉7検体全てが「外国産」と判別されたことから、当該5日分については、全て外国産豚肉を納品したものととして、国内産豚肉と外国産豚肉の差額に相当する額を減額するもの

(2) 寿食品による解決金の支払い

ア 給食会に対する解決金の支払い

- 寿食品は給食会に対し、本件事件における不法行為責任による解決金として、平成30年度以降に寿食品に支払われたものとして試算した売買代金のうち、外国産豚肉の混入によって不当に得ていた利益に相当する額として算出した34,148,855円を支払う義務があることを認め、当該解決金については、本件事件に伴う黒光商事の寿食品に対する売買代金の支払保留分から相殺することとして、黒光商事が給食会に支払うものとする。



本和解においては、寿食品が不当に得ていた利益を4%として、売買代金のうち4%に相当する34,148,855円を解決金とした。

少なくとも30%の利益を確保

イ 黒光商事に対する解決金の支払い

- 寿食品は黒光商事に対して、本件事件における契約不適合及び不法行為責任による解決金として、17,686,261円を支払う義務があることを認め、当該解決金については、本件事件に伴う黒光商事の寿食品に対する売買代金の支払保留分から相殺する。

学校給食における食材の産地偽装に関する解決金の支払いについて

5 和解の理由

寿食品による産地偽装が判明してから、本件事件に係る損害賠償に関して3者による協議が進められてきましたが、寿食品が産地偽装という不法行為責任を認め、解決金の支払いに応じる意思を示したこと、寿食品が事業を停止し事後処理を弁護士に一任していることなどの状況を踏まえ、本市及び給食会としても、本件に関してできる限り早期の解決が必要であるという認識のもと、給食会、寿食品、さらに黒光商事を交えた3者での和解を締結したもの

6 本市における解決金の取扱い

- 3者の和解によって、給食会が黒光商事から受領する解決金については、本市と給食会との間において本市に全額譲渡する旨を定めた覚書を別途締結し、本市においては当該解決金相当額を歳入として受け入れ、学校給食物資購入費に充当することを予定しています。
- 決算時に余剰が生じた場合には、学校給食運営基金への積立てに向け、関係局と協議の上、令和6年度の補正予算として計上するなど、必要な対応を行います。
- 安全、安心な給食提供のための食材の購入に充てることにより、保護者及び児童生徒に対する還元につなげてまいります。
- 保護者への周知のため、令和6年3月8日付けで、各学校に対して保護者宛ての通知の送付を依頼する文書を発出しました。

7 再発防止について

(1) 産地判別検査の実施検体数の増(教育委員会事務局)

- 実施検体数 年間6検体から30検体に
- 実施回数 年1回から複数回実施に

【参考 令和5年度実施状況】(追加検査を除く。)

- 実施検体数 年間6検体(豚肉、鶏肉、大豆を給食センター及び自校調理校から各1検体)
- 実施回数 年1回

(2) 給食食材取扱事業者への周知徹底(給食会)

- 食材の規格遵守に係る周知徹底
- 産地判別検査の取組に関する周知を適宜行うことにより抑止効果を高める。

(3) 研修の実施(教育委員会事務局、給食会、健康福祉局食品安全担当共催)

- 健康福祉局食品安全担当との共催による研修の実施

【研修実施概要】

日時 令和6年3月22日(金)13:30~15:30

対象 学校給食用物資納入指定業者登録名簿に登載された事業者(28事業者)

研修内容 産地偽装事案の概要、産地判別検査の説明、法令遵守等に関する講義等